

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年2月6日 第37号
件 名	携帯基地局設置・改造前の地縁者への説明会開催に関する請願
請 願 者	文京区本駒込 [REDACTED] [REDACTED] 外4名
紹介議員	宮野 ゆみこ 石沢 のりゆき
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

携帯電話基地局（以下基地局とする）設置後から周辺住民の体調不良がひどくなりました。

湯島の基地局周辺の住民に集中的にガン、甲状腺疾患、失明含む眼障害などが出ており、本駒込住民が不眠や頭痛、心臓痛、集中力欠如を訴えています。国内の新聞でも倦怠感、耳鳴り、頭痛、不眠など住民の訴えが取り上げられています。（2007 朝日新聞 12/16、2010 琉球新報 2/26、2006 沖縄県医師会、2023 東京新聞 9/6）

基地局からの電磁波は、由来が軍事技術でその効果は機密扱いされていたため、健康影響についても全貌が明らかにされていません。

全国各地で基地局の電磁波をめぐる訴訟やトラブルが起こっているため、11 を超える自治体で紛争防止のための条例を制定し、藤沢市議会で質問、大磯町で陳情を全会一致で採択するなど、基地局をめぐる住民トラブルを問題視する地域が今も増え続けています。

ことに坂の多い文京区内では、平らな土地とは違い、基地局からの居室の距離が近くなりすぎる例もあり、人体と基地局間の距離を確保するのが難しい地域も複数あります。

このような背景において、電磁波を昼夜受けつづけることになる住民に、なんの説明もなくいつの間にか基地局が設置されている状況です。通信事業者が設置住所を非公開としており、ネットで調べても、また外からみてもどの会社かもわからないようになっているため、知らないうちに、またさらに隣に建ってしまうかもしれない不安にも毎日さいなまれています。なお半径 300 メートル以内に（以遠よりも）体調不良者が多いという調査結果が示されています。（2003 年仏国立応用科学研究所と 2007 年熊本地裁でドコモを提訴した御領地区の住民（元農水省調査官）の自主調査（n=907）。「電磁波の測定結果から、それら（携帯基地局）が健康に対して何らかの影響を及ぼしている可能性が高いと判断できる」と坂部貢医学博士（疫学識者）が証人尋問で調査への意見書提出）

総務省が進めている「周辺住民への説明」が実際には行われていないことが、住民、設置者、通信会社間のトラブルを招いています。

https://www.soumu.go.jp/main_content/00366589.pdf（【意見 3】の回答）

『総務省は、携帯電話等事業者に対し、基地局を開設する際には、当該基地局が国の安全基準値に係る規制を遵守するものであることなどについて地域住民の方々への説明を行うよう要請をしています。』

電磁波について知識のある日本の医師の少なさが背景としてあり、相談してもわからないという状況で、因果関係は不明と扱われるものの、世界的に目を向ければ、携帯電話の高周波と健康被害についての関係性を示す知見は非常にたくさんあります。ザルツブルグ国際会議 2000 や「Electromagnetic Radiation Safety」論文 944 本の 75% が有意な影響を報告。（ワシントン大名誉教授ライ氏）遺伝子毒性の証拠が出されました。ほかにも基地局と周辺住民についての研究の 7 割が「影響あり」とスペインの研究者がレビュー論文を提出しています。「Environmental Research」オンライン版 7/14. 2022.

便利さもありますが一方このような問題も含む基地局は、地域住民の健康上の紛争の原因になるため、総務省も言っている通り、事業者の説明会を開催させ、区民が安心して生活できる決まりを作してほしいです。

請願事項

- 1 周辺住民の安全安心及び建築紛争防止のため、設置地点より半径 300 メートル以内の地縁者（住民、地権者など）へは事前に周知させるとともに、住民から事業者へ要望があった際は「携帯基地局設置・改造前に事業者は地縁者への説明会を開催する」ようにルール化することを区に求めてほしい。